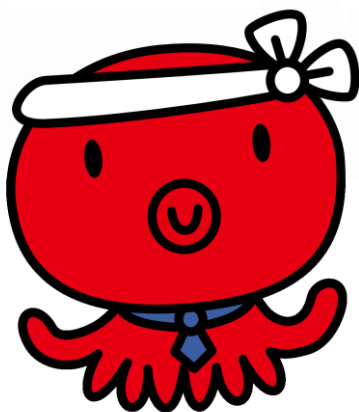


# 明石市移動支援 ガイドライン



令和4年8月

明石市障害福祉課

この資料は、令和4年8月現在の制度等に基づき作成したものです。  
今後変更の可能性があることに留意してください。

## 内容

1.「移動支援」の事業目的・内容 .....	2
2.支援方法.....	2
3.対象者.....	2
児童における移動支援事業の取り扱い .....	4
4.移動支援の対象となる外出.....	5
通年かつ長期とは.....	6
5.利用方法.....	7
サービスの記録について（事業所様） .....	7
6.身体介助・二人介助・グループ支援について.....	8
7.申請方法.....	9
調査について .....	9
8.利用者の負担 .....	10
世帯の変更について .....	10
9.サービスの単価表.....	10
10.支給決定期間.....	11
11.選挙・投票での利用について（特殊な取り扱い） .....	12
12.サービス提供者の資格要件（事業所様） .....	13
13.その他留意事項.....	14

# 1. 「移動支援」の事業目的・内容

一人での外出が難しい障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動をする際に、移動の介助や危険の回避、身の回りの支援を行うサービスです。原則として、1日の範囲内で要務を終えるものとし、自宅を始点として利用をしてください。

※介護給付(通院等介助、重度訪問介護、行動支援、同行援護)の決定がある方は、そちらを優先してご利用ください。買い物や外出等の支援時間が足りない場合には、併用についてご相談ください。

# 2. 支援方法

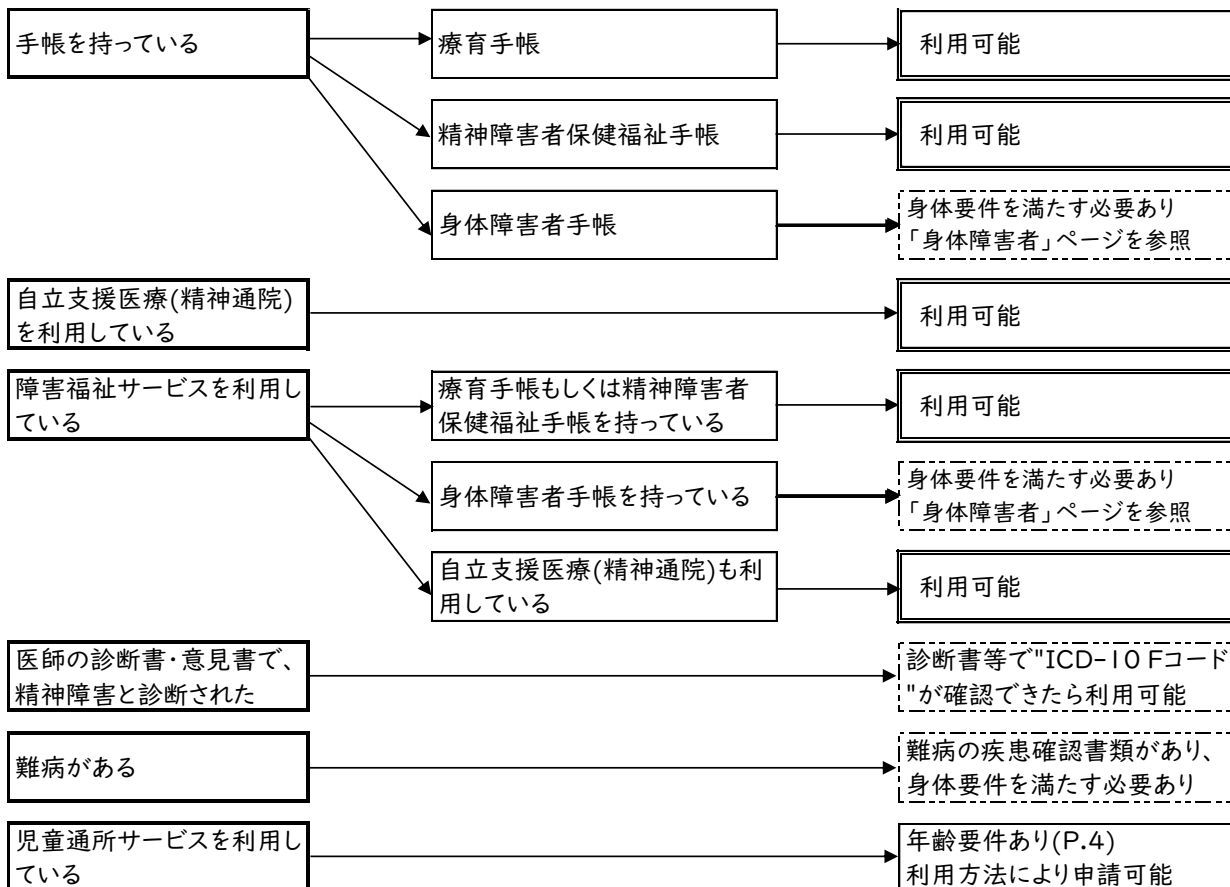
実施方法として「個別支援」と「グループ支援」の2種類があります。

個別支援	グループ支援
指定移動支援事業者が、1人に対して移動支援を行います。	指定移動支援事業者が、同一の機会に複数人に対して移動支援を行います。

※ガイドヘルパー1人につき、3人までの支援となります。  
(グループ支援については、P.8も参照ください)

# 3. 対象者

以下の表で、移動支援事業の対象になるかをご確認ください。



・身体障害者（児）

① 全身性障害者（児）

肢体不自由の身体障害者手帳をもち、以下4つのいずれかに当てはまる方

①	肢体不自由1級の記載がある			
	右記どちらにも障害がある	両下肢		両上肢
②	肢体不自由1級の記載がある			
	右記3つに障害がある	右下肢	左下肢	右上肢
③	肢体不自由1級の記載がある			
	右記3つに障害がある	右下肢	左下肢	左上肢
④	肢体不自由1級の記載がある			
	体幹機能障害の記載がある			
	右記いずれかに障害がある	両上肢		一上肢

※三肢の認定にあたっては、医師の意見書も参考にできます

② 視覚障害者（児）

視覚障害の身体障害者手帳を持っている人のうち、同行援護の対象でない方

・知的障害者（児）

療育手帳を所持している方

・精神障害者 ※いずれか1つ

①	精神障害者保健福祉手帳を所持している方
②	自立支援医療（精神通院）を受給している方
③	医師の診断書で精神障害であることが確認できる方 (ICD-10のFコードがあるもの。知的障害以外の診断名)

・難病患者等（児）

難病患者等で、両上肢・両下肢に障害がある方

※難病の疾患確認書類

特定疾患受給者証の写し、又は診断書等の提出が必要です。全身性障害の有無の確認については、医師意見書（別紙様式）で行います。

・他市の施設などに居住している者

- ① 明石市が「施設入所支援」や「共同生活援助」の支給決定を行っている方
- ② 障害者総合支援法第19条第3項に規定する、特定施設入所障害者であって、その施設に入所する直前に、明石市に居住地を有していた方

・障害児

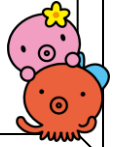
上記(手帳や診断書等)の要件を満たす方

### 児童における移動支援事業の取り扱い

未成年の移動支援については、原則保護者同伴での利用が想定されております。

ただし、次のような場合はガイドヘルパーの利用を認められることがあります。利用の際、ガイドヘルパーへの引き渡しは保護者で行ってください。

- ① 介助する家族等の同行が難しく、申請児童の年齢に即した範囲の外出をする場合。
- ② 保護者が児童を連れて外出する際、本人の特性から1人での介助が難しく、介助補助が必要な場合。
- ③ 介助する家族等の疾病等により、一時的に移動時の介助に付き添えない場合。



## 4.移動支援の対象となる外出

移動支援は公的サービスですので、社会通念上適当な外出であり、通年かつ長期にわたる外出でないものが対象となっています。また、家族が運転する車に、ガイドヘルパーが同乗して支援することは可能ですが、ガイドヘルパーが1人の場合、利用者を乗せて運転することは認められません。

移動方法	利用可能	徒歩
		公共交通機関
		家族が運転する車に、ガイドヘルパーと利用者が同乗する
		ガイドヘルパー1人が運転し、利用者の隣にもう1人ガイドヘルパーが乗車する
	利用不可	ガイドヘルパー1人が運転、利用者が乗車し、隣にはガイドヘルパーがいない
		利用者・ガイドヘルパーがそれぞれ自転車等に乗車



### ○ 移動支援の対象となる例

社会生活上必要不可欠な外出	① 本人同伴の買い物
	② 冠婚葬祭等の行事への参加
	③ 選挙や官庁等への手続き
余暇活動等社会参加のための外出	① 散策
	② 体育館やプール等の運動を目的とする場所
	③ レジャーや映画鑑賞、理美容等
	④ お参りや礼拝等
具体的な移動にかかる支援	① 外出のための更衣介助、手荷物準備、健康状態確認
	② 公共交通機関の利用補助、乗降介助
	③ 外出先での排泄介助、食事介助、姿勢保持等の介助

※なお、映画鑑賞等でヘルパーの支援が一時的に不要になる場合には、その時間は算定できません。

× 移動支援の対象とならない例

定期的な通院	介護給付の「通院等介助」にて対応できるため
通勤・営業活動 作業所への通所	通年かつ長期にわたる外出であり、経済活動のため
通園・通学	通年かつ長期にわたる外出であるため
障害福祉サービス事業所・児童通所サービス事業所等への送迎利用	事業の実施主体や保護者による送迎を原則としているため
目的地まで一緒に移動し、用事をガイドヘルパー1人に代行してもらう	利用者に付き添って移動を支援するものであり、利用者とは離れた状態での支援は想定されていないため
政治活動、布教活動、競馬・競輪・競艇・パチンコ等のギャンブル、飲酒・遊興を目的としたもの、違法行為が伴う可能性がある場合	社会通念上適当でない外出のため
レジャー先にて、ガイドヘルパーが遊び相手や練習相手になる行為	利用者の危険に直ちに対応できないため
公衆浴場内での支援	洗身等は移動に係る支援ではないため ※ただし、身体介助ありの支給決定者は支援可能です
海水浴場内での支援	具体的な移動に係る支援ではないため
小学校・中学校に通う年齢の児童が、テーマパークや市外への買い物・イベント等へ参加する際の付き添い	小学校・中学校年齢の児童が、社会通念上1人で行動する範囲ではないため
移動支援事業所等での余暇活動	目的地への移動を支援するものであり、事業所で過ごすことは想定されていないため
移動支援事業者等が発案・企画したイベント等への参加	健全な事業の運営が市民から疑われるため
移動支援の事業者等が、利用者呼びかけ集め、移動支援の利用を促す場合	利用者からのニーズで支援を行うことが想定されているため

**通年かつ長期とは**

通年: 1年を通じて定期的なもの、1週間に1回といった頻度が決まっているもの

長期: 概ね3か月を超えるもの

## 5.利用方法

移動支援の支給決定後、ガイドヘルパーの事業所とご契約ください。日程を調整していただき、ご利用ください。原則、始点・終点のどちらかを自宅に設定してもらいます。

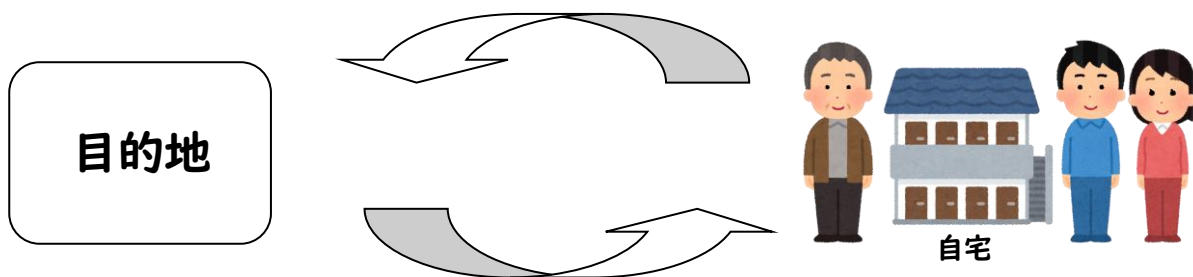
### <サービス内容>

- ・目的地までの移動に係る支援
- ・外出にかかる支援(P.4の移動支援の対象となる例を参照ください)

※サービスの算定時間は、実際に支援に要した時間となります。映画やカラオケ等、支援を行わない時間が想定される場合には、実績記録票に基づいて聞き取りをする場合があります。

※移動方法については、徒歩や公共交通機関、ガイドヘルパー以外が運転する車に同乗することが想定されています。ガイドヘルパーが運転する車に利用者を乗せ、1対1で移動支援を行うことは、利用者の危険に直ちに対応できないため、認められません。ガイドヘルパー1人が運転手で、利用者の隣にもう1人ガイドヘルパーが乗車し支援する場合は、算定可能です。

車で利用者を支援する場合は、福祉有償運送の事業所登録や、第二種免許の取得をしておくことが望ましいです。



起点・終点のどちらかは自宅をお願いします

### サービスの記録について（事業所様）

移動支援事業者として契約し、利用者にサービスを提供した場合、実績記録票・サービスの提供記録を作成ください。

#### 実績記録票

控えは明石市に提出していただく必要があります。実績記録票の原本は、事業所で管理をお願いします。

#### その他、サービスの内容が記述されたもの

いつ・どこで・誰が支援したか、具体的に目的地やサービス提供内容をお書きください。サービス内容を記録しておくことで、請求の根拠となります。



## 6.身体介助・二人介助・グループ支援について

下記の条件をご確認ください。条件に該当する場合は、申請時に申請書へお書きください。

なお、支給決定時と身体状況が変化した場合には、身体介助・二人介助への変更申請が可能です。また突発的・一時的な事情で身体介助・二人介助へ変更したい場合には、期間限定の支給について障害福祉課へご相談ください。

### 身体介助が認められる人

①	車いすで介助が必要な場合
②	排泄時やそのほか後始末に介助が必要な場合
③	てんかん発作の頻度が高く、常に見守りが必要な場合
④	急な飛び出しやふらつきがあり、常に手をつなぐ必要がある場合
⑤	通院等介助等を「身体介護あり」で利用している場合

※プールを利用する場合、その時間中は「身体介護あり」で支給決定することができます。申請時にその旨記載ください。

### 二人介助が認められる人

①	障害福祉サービスを「二人介助あり」で利用している場合
②	身体要件や行動障害により二人介助でないと対応困難な場合

※二人介助の場合でも、上限支給量は変更ありません。

例:50時間/月の場合は、実質 25 時間/月となります。

※障害福祉サービスの支給決定が「二人介助なし」、移動支援を「二人介助あり」で申請した場合、障害福祉サービスの支給決定内容について変更が必要な場合があります。

※児童においては、未成年ですので親族の介助が得られない状況について、聞き取りをさせていただく場合があります。

### グループ支援について(事業所様)

ガイドヘルパー1人が支援できる利用者数は、個別支援の場合は1人、グループ支援の場合は3人までとしてください。なお、請求の有無にかかわらず、グループ支援の人数を超えて支援することは認められません。

※「身体介助あり」で支給決定が出ている場合、グループ支援は利用できません。

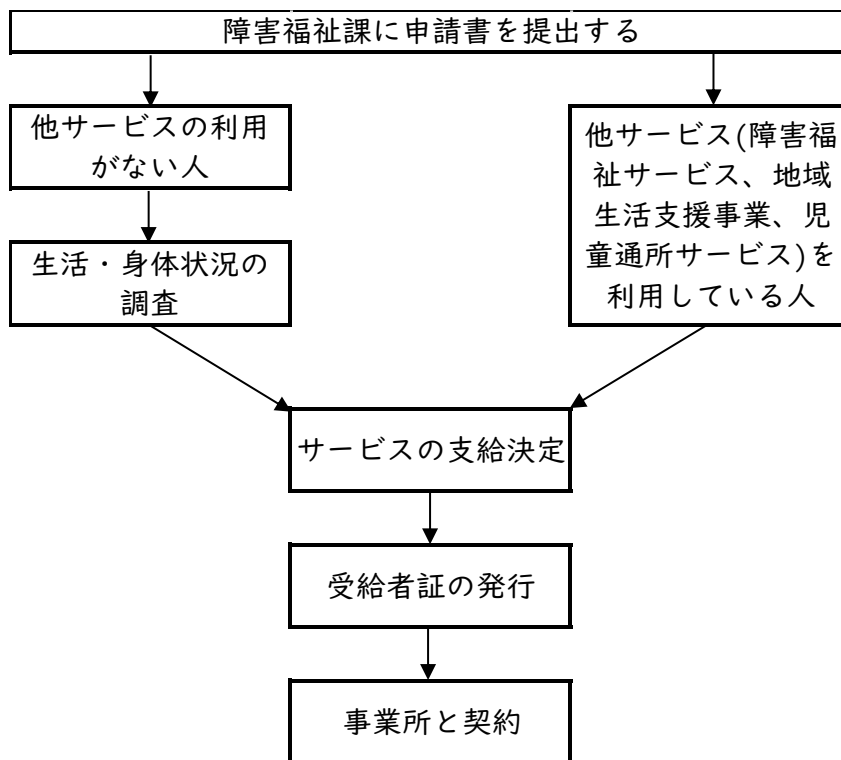


## 7.申請方法

以下の方法で申請ください。前年1月1日に明石市に住民票がない方は、課税証明書を提出していただきます。課税証明書の提出をもって、利用者の負担額を決定しますのでご準備ください。

申請後、調査の有無によって、支給決定開始日が異なります。障害福祉課の他サービスを利用していない場合、本人の身体状況等を確認するための調査があります。調査がある場合は、調査日以後の利用となりますので、ご注意ください。調査がない場合は、利用開始希望日を確認しますので、申請書にご記入いただくが、職員にお伝えください。

受給者証の受け取りを住民票以外の場所で行う場合、申請書にご記入ください。



### 調査について

- ・障害福祉課に来ていただくか、訪問での面談となります。
  - ・調査は概ね1時間ほどかかります。
  - ・日常生活の様子をよく知る方がいらっしゃる場合、同席をお願いすることがあります。
- 調査の内容によって、申請の取り消しを行うことはありません。**

## 8.利用者の負担

世帯全員が非課税の場合、負担はありません。それ以外の場合は1割負担となります。

	世帯の範囲	課税状況	利用者負担
障害者	本人と配偶者	本人と配偶者のどちらも非課税、生活保護	負担なし
		本人と配偶者の少なくともどちらかが課税されている場合	1割負担
障害児	生計を共にする世帯	世帯全員が非課税、または生活保護受給世帯	負担なし
		世帯の中に課税されている者がいる場合	1割負担

### 世帯の変更について

・世帯構成の変更があり、利用者負担も変更になる場合は、申請してください。翌月の初日から利用者負担額を変更します。月の途中で生活保護を受給した場合には、当該月の初日にさかのぼって変更します。

・氏名や住所等を変更する場合には、申請書と受給者証が必要になります。

**上記変更申請がない場合には、7月の一斉更新にて最新の状態に変更します。**

## 9.サービスの単価表

利用時間の長さ・身体介護の有無・支援形態によって、単価が異なります。

区分	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分 以上
身体介護を伴う	2,500円	4,000円	5,900円	30分ごとに800円加算する
身体介護を伴わない (個別支援)	1,000円	2,000円	2,800円	30分ごとに700円加算する
身体介護を伴わない (グループ支援)	1人につき 700円	1人につき 1,400円	1人につき 1,900円	1人につき 30分ごとに400円加算する

## 10.支給決定期間

	開始日	終了日
障害者	支給決定日	6月30日まで
障害児		
18歳になる障害児	支給決定日	誕生日最終日

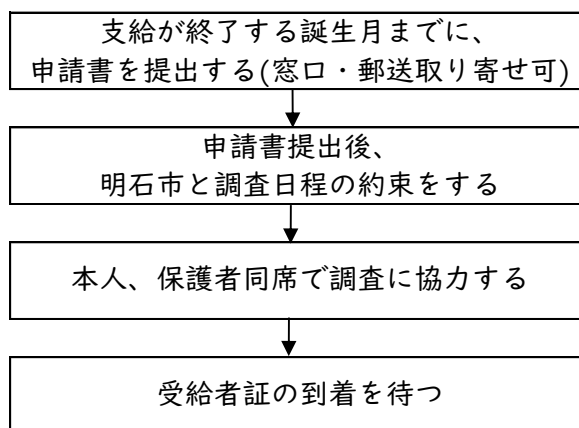
### ① 障害者、障害児(18歳に到達しない児)

支給開始日から6月30日までとなります。利用実績がある方につきましては、6月末に自動更新となります。受給者証の到着をお待ちください。

明石市に住民票がない場合には、課税証明書の提出をお願いすることがあります。

### ② 18歳に到達する障害児

支給開始日から、誕生日の最終日までとなります。以降も移動支援事業を利用する場合には、新たに申請書の提出が必要になります。申請書の提出後、本人の生活・身体状況を確認するため、調査を行います。申請時に障害者手帳がない場合には、移動支援事業の利用ができないことがあります。



### ③ 過去3年、移動支援を利用していない障害者、障害児

移動支援事業を過去3年利用していない場合には、6月までに継続の有無についてお手紙で確認させていただきます。確認書の返送がない・継続の意思が確認できない場合には、その年の6月30日で支給を終了します。

やむを得ない事情から、過去3年間利用実績はないものの、今後も移動支援の自動更新を希望される場合は、確認書をご返送ください。



## 11. 選挙・投票での利用について（特殊な取り扱い）

2019年7月より、『選挙の投票』を目的とした移動支援の利用（以下、選挙利用）に限り、対象者の拡大、利用者負担の免除等を行っています。

### ① 対象者（※選挙利用の場合に限ります）

・障害者手帳や診断書等のある全ての障害者等

※ 身体障害者についても、選挙利用に限定した部分のみ、身体要件を問わないものとします。

### ② 利用者負担額

選挙利用分に限り、利用者負担額はなしになります。ただし、既に移動支援利用があり1割負担の利用者の場合は、選挙利用分についてのみ負担なしとなり、それ以外の利用分については1割負担となります。

### ③ 支給決定等について

・選挙“限定”の利用者

市に新規申請をしていただき、選挙“限定”利用として決定します。支給決定期間は翌年6月30日までとなりますが、更新されません。それ以降に選挙限定利用が必要となる場合は、再申請が必要となります。

・既に移動支援の支給決定がある利用者

支給決定・支給決定量の範囲内で、選挙を目的として利用していただくことができます。選挙利用にともなって、支給量追加が必要な場合は、支給量変更申請が必要です。

### ④ 請求について（事業所様）

「選挙利用」分に限り、利用者負担額は一律になしとなりますのでご注意ください。なお、請求時においては、「選挙以外利用」分と「選挙利用」分が区別できるようにご提出いただく必要があります。

・「選挙利用」分のみの利用者

請求提出書類の右上に「選挙」と記載してご提出ください。

・同月中において「選挙以外利用」分と「選挙利用」分がある利用者

選挙以外利用分と選挙利用分、それぞれの実績報告書と請求書及び明細書（以下、請求提出書類）を別に分けて作成し、それぞれ提出してください（同一対象者に対して、各請求提出書類は2種類提出することになります）。

※「選挙利用」分の各提出書類には、右上に「選挙」と記載するなど、判別できるようにお願いします。

### ⑤ その他

・既に移動支援の支給決定をもっている方は、そのまま選挙にご利用いただくことができます。現在の支給決定時間で足りない場合は、障害福祉課へご相談ください。

・現在移動支援の支給決定がない方で、上記の対象者条件に当てはまり選挙で利用したい方は、新規申請が必要となりますので、障害福祉課までご連絡ください。

・選挙限定の利用で支給決定をお持ちの方は、選挙以外の目的には利用できませんのでご注意ください。

## 12. サービス提供者の資格要件（事業所様）

ガイドヘルパーを行うにあたり、以下の資格が必要となりますので、ご確認ください。

		従事できるサービス対象者			
		視覚 障害者(児)	全身性 障害者(児)	知的 障害者(児)	精神 障害者(児)
取得・ 修了し ておく べき 資格・ 研修 等	介護福祉士、介護福祉士実務者研修		○	○	○
	看護師・准看護師			○	○
	(旧)介護福祉士実務者研修 (旧)介護職員基礎研修／ホームヘルパー1級			○	○
	(旧)介護職員初任者研修 (旧)ホームヘルパー2級			○	○
	同行援護従業者養成研修課程 (旧)視覚障害者移動支援従事者養成研修 (旧)視覚障害者外出介護従事者養成研修	○			
	全身性障害者移動支援従事者養成研修 (旧)全身性障害者外出介護従事者養成研修		○		
	知的障害者移動支援従業者養成研修 行動援護従業者養成研修課程 (旧)知的障害者外出介護従事者養成研修			○	○
	居宅介護職員初任者研修 (旧)居宅介護従業者養成研修1級・2級			○	○
	強度行動障害支援者養成研修			○	○
	重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程			○	○
	重度訪問介護従業者養成研修課程(基礎・統合) (旧)日常生活支援従業者養成研修課程		○		
	その他(必要な知識等を有する旨の知事等の証明書を有する場合など)	△	△	△	△

### 13.その他留意事項

- ・原則起点・終点のどちらかを自宅にしてご利用ください。
- ・現在の申請内容から変更されたい場合は、再度申請書の提出が必要となります。障害福祉課へお問い合わせください。
- ・受給者証を紛失された場合は、再発行が可能ですので障害福祉課へご相談ください。
- ・突発的、一時的な事情で、やむを得ずガイドラインと異なる利用を希望される場合は、障害福祉課へご相談ください。「①支援調整報告書の提出②定期的な状況確認」が必要となり、かつ期間限定での支給決定となります。異なる使い方を続けた場合、利用料は実費負担となる場合もあります。
- ・移動支援は、その人が本来移動できる範囲の移動を保障するサービスとなります。そのため、児童がひとりで外出できない場所へ移動支援を利用することは、原則認められません。
- ・プールでの利用を希望する場合、ご申請ください。また支給時間のうち、何時間プール利用に使うかについても、お書きいただきます。
- ・支給決定において、身体介助と二人介助をご希望される場合には、希望の理由・状況を申請書にお書きください。既に障害福祉サービスを利用されている方の場合には、障害福祉サービスの決定内容と統一して決定します。
- ・自宅以外の場所に受給者証の送付を希望する場合には、障害福祉課へご連絡ください。

明石市障害福祉課 地域生活支援事業担当

電話番号:078-918-1344(直通)